

###free1###

###name### 様

■MSDN セミナー第7回 理念経営のすすめ方・アマゾン版

7/19(木) 16:00~18:00 中小企業マスターズクラブ・研修室 1,000円

詳しくはURL: http://www.keiei-tokkunshi.jp/data/mls723/pdf_1_133.pdf

=====

金融機関による事業性評価の現状

6回シリーズ 第2回 金融庁がなぜ金融機関に事業性評価による融資を推進したか?(その2)

著者:(株)I&C・HosBizセンター

品質、環境ISO、プライバシーマーク認証取得支援、IT活用支援

石川 昌平

=====

平成26年(2014年)9月に金融庁が発表した「金融モニタリング基本方針」の中で従来の融資方針を「事業性評価」という指針に変更するように求めた。

そして、経済産業省や金融庁は、ローカルベンチマークや金融仲介機能のベンチマークの施策等を通じて、金融機関に事業性評価融資の強化を促してきた。

今年で運用5年目に入ったのを機会に、過去の経緯と現状を振り返ってみる。

=====

第2回 金融庁がなぜ金融機関に事業性評価による融資を推進したか?(その2)

(3) 従来の融資方法

中小企業が金融機関から融資を受ける方法が2種類あるが、「金融機関のプロパー融資」は、金融機関がすべてのリスクを負うので、優良企業で信用度の高い中小企業でメガバンクの融資対象になるような中小企業でないと、審査に通らない。

ほとんどの中小企業はもうひとつの「信用保証協会の保証付融資」に頼ることになる。

メガバンクでなく、地元の信用金庫、信用組合を通じての融資となる。

- ・信用保証協会の保証付融資: 返済不能時のリスクを信用保証協会に肩代わりしてもらい、金融機関にとっての保険のようなもの。対象企業の状況によって、補償の割合が80~100%と異なる。

また、中小企業への融資には、社長の個人保証と担保物件の提供がほとんどのケースで必要である。

金融機関に融資を申し込むと審査が行われる。審査には仮審査と本審査の2段階がある。

A. 仮審査：下記のような経営者の属性をスコアリングしてその総合点が金融機関が設定した合格基準点をクリアすれば審査通過となり、本審査に進む。

- ・年収、・勤続年数、・家族構成、・居住状態、・他社借入総額、・他社借入件数など

B. 本審査：金融機関によって多少の違いはあるが審査を行う際には下記のような審査基準が用いられている。

- ・財務内容、・資金使途の妥当性、・返済見通し、・担保、保証人

審査は、金融機関と信用保証協会の両方で行われているが、信用保証協会がOKを出せば、金融機関もOKするというのが実態である。

金融機関は自己保身に走って、かつての審査での自主性を失い、信用保証協会頼りの融資方法になっているのが、現状である。

この傾向に追い打ちをかけたのが、金融庁発行の「金融検査マニュアル」である。

「金融検査マニュアル」とは、本来、金融庁の検査官が預金等受入金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、金融検査マニュアルを参照しつつ、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保を図ることを期待して作成されたものである。

このマニュアルは、金融庁が金融機関自体の経営の在り方を監査するのが目的であるが、同時に金融機関の融資の在り方もチェックするので、融資先の経営状態が悪化すると金融機関の評価が下がるので、融資先に対して早めに融資返済を迫る、追加融資をしない、という事態も多く発生した。俗に「雨が降ったら傘を貸さずに、取り上げる」と言われる現象である。また、支店長が決済できる融資金額も少なくなり、ほとんどが本部決済での融資となったのである。

平成27年11月に発行の「金融検査マニュアル」は、以下の3つの事項で構成されている。

1) 経営管理（ガバナンス）：金融機関の経営に対する考え方をチェックしている。

- 代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理（ガバナンス）態勢の整備・確立状況はどうか？
- 内部監査態勢の整備・確立状況はどうか？
- 監査役・監査役会による監査態勢の整備・確立状況はどうか？
- 外部監査態勢の整備・確立状況はどうか？

2) 金融円滑化編

- 経営陣による態勢の整備・確立状況はどうか？
- 管理責任者による態勢の整備・確立状況はどうか？
- 個別の問題点は何か？

3) リスク管理等編

- a. 経営陣による法令等遵守態勢の整備・確立状況はどうか？
- b. 管理者による法令等遵守態勢の整備・確立状況はどうか？
- c. 個別の問題点は何か？

そして、別表にて、融資先に対し、金融機関自体が債権の自己査定により信用格付を行い、その信用格付に基づき以下のような5つの債務者区分を行うように求めている。

・正常先、・要注意先、破たん懸念先、・実質破たん先。・破たん先

「金融検査マニュアル」のチェックリストによる監査は、担保・保証等に過度に依存する傾向を助長したとの反省から、平成31年（2020年）3月末で廃止し、

「事業性評価制度」を全面的に取り入れる予定である。

◆では、中小企業はどのように対応すればよいか？

できれば、「要注意先」の範囲にとどまり、「破たん懸念先」は、企業努力により、「要注意先」上げるか、再生等の対策を考える必要がある。

従来は評価の割合として財務分析などの「定量評価」が70%、経営者の資質などの「定性評価」が30%と言われていたが、「事業性評価」では、「定性評価」に重点をおくことになる。

次回からは、「事業性評価制度について」解説します。

=====

一般社団法人 経営特訓士協会（略称：KTGA）

URL <http://keiei-tokkunshi.jp/?mail>

アドレス：happy@keiei-tokkunshi.jp

発行責任者： 理事長 平本 靖夫、 編集長：鈴木 香織

配信解除URL：配信停止をご希望の際は、以下のアドレスをクリックしてください。

http://1lejend.com/stepmail/dela.php?no=xxxxxx&a_mail=###mail###